

令和2年（2020年）10月

日本司法書士会連合会
日本司法書士政治連盟

令和3年度政策要望

司法書士制度に関連する諸問題について、以下のとおり要望する。

要望の趣旨

I - I 登記関連特別要望

登記制度を担う司法書士の実績に鑑み、登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図るために以下の措置を講ずること。

- (1) 司法書士の登記原因等に関する調査・確認権限を明定し、司法書士に登記原因証明情報の作成・認証権限を付与すること。
- (2) 公的個人認証（マイナンバーカード）普及までのオンライン登記促進対策として、司法書士に添付情報の認証権限等を付与すること。

I - II 登記関連継続要望

IT環境の急速な進展においても、司法書士制度に対する国民の信頼を損なうことがないよう、民間業者による非司法書士行為に対して引き続き厳格な対応をするなどして、司法書士による国民の権利擁護が十分に図られる環境を確保すること。

Ⅱ 司法書士法改正関連要望

1

- (1) 簡裁の事物管轄に限定されない司法書士業務全般に関する相談が法律相談であることを明確にすること。
- (2) 国民の権利を害さないよう、司法書士でない者が司法書士の業務について周旋することを禁止する規定等を整備すること。
- (3) 司法書士試験の充実・登録前研修の義務化を図ることにより、新たに登録する司法書士全員に簡裁代理権を付与する制度とすること。

2 司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の適切な遂行に資するよう、以下の方策を検討すること。

- (1) 現行のいわゆる少額訴訟債権執行手続代理権に加え、自ら代理人として簡易裁判所で取得した債務名義による執行裁判所における強制執行手続の代理権付与
- (2) 受任事件の上訴関与権付与
- (3) 合意管轄による簡裁における代理権付与
- (4) 司法書士会照会制度の導入

3 司法書士に対する家事事件の代理権付与については、簡易裁判所における訴訟代理権等の行使による司法書士の実務上の実績及び研修の成果を踏まえた上でさらに検討すること。

Ⅲ 所有者不明土地等関連要望

1 法制審議会民法・不動産登記法部会で創設を検討している土地管理人制度等における管轄につき、一律地方裁判所とするのではなく、全国の地域において広く設置されている簡易裁判所も管轄権を有するものとする。

2 空き家・所有者不明土地等の問題の解決のために、司法書士の相続人調査等の実績に基づき、司法書士の専門的知見のさらなる活用を図り、あわせて司法書士の裁判外紛争解決手続（ADR）を積極的に活用すること。

3 財産管理制度（不在者財産管理制度・相続財産管理制度・上記1における土地管理人制度等）における司法書士の活用を図ること。

IV 民事訴訟法（IT化関係）改正関連要望

- 1 本人訴訟の当事者がオンラインによる訴えの提起等をする際、司法書士を十分活用することができるシステム構築をするとともに、これまで同様、司法書士に法的助言を求めることができることを明確にすること。
- 2 簡易裁判所では、弁論準備手続だけでなく、口頭弁論においても、電話会議を利用することができる制度設計をすること。

V 民事法律扶助関連要望

- 1 日本司法支援センター（法テラス）における民事法律扶助制度に「裁判書類作成等に関する相談」を加えること。
- 2 成年後見制度の担い手として、総合法律支援法の特定援助対象者法律相談支援事業における司法書士の積極的活用をすること。
- 3 養育費の不払い解消に向けた改善方策として、自治体を中心に、法テラス・弁護士会・司法書士会との連携による支援・相談体制の充実・強化を図ること。

VI 震災関連要望

- 1 「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成25年法律第97号）」により「10年間」と定められた時効期間を再度10年間延長すること。
- 2 日本司法支援センター（法テラス）における震災法律相談援助の対象として、被災者が家庭裁判所に申し立てる成年後見等申立事件や相続財産管理人等選任申立事件に係る書類作成及び原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介（ADR）申立書作成のための相談を加えること。

VII 成年後見制度関連要望

成年後見報酬につき生活保護法の保護の種類に後見扶助を設けるなど社会保障費で賄うこと。

VIII 未成年後見関連要望

- 1 未成年後見に関する現行の戸籍記載制度を廃止し、成年後見同様の登記制度を創設すること。
- 2 厚生労働省による児童虐待防止対策支援事業の「未成年後見人支援事業」につき、支援対象を、児童福祉法第 33 条の 8 の規定により児童相談所長が選任請求した未成年後見人又は児童相談所長が認める子どもに係る未成年後見人に限定している要件を緩和すること。

IX 戸籍謄本等職務上請求における手数料納付手続の改善要望

- 1 オンライン交付申請による戸籍謄本等の職務上請求及びその手数料等の電子納付を可能とすること。
- 2 国や地方公共団体から、所有者不明土地や空き家等の所有者・相続人調査の依頼を受けた司法書士が、職務上請求書を使用して戸籍謄本や住民票の写し等の交付請求をする場合に、現在有料となっている発行手数料を、公用請求に準じて無料とすること。

I — I 登記関連特別要望

登記制度を担う司法書士の実績に鑑み、登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図るために以下の措置を講ずること。

- (1) 司法書士の登記原因等に関する調査・確認権限を明定し、司法書士に登記原因証明情報の作成・認証権限を付与すること。
- (2) 公的個人認証（マイナンバーカード）普及までのオンライン登記促進対策として、司法書士に添付情報の認証権限等を付与すること。

(1) 書面申請に加えて、オンライン申請を導入し、同時に登記原因証明情報提供を必要的なものとし、登記の専門家としての司法書士による本人確認情報の提供制度を導入した。

現在、売買等による所有権移転登記においては、そのほとんどが司法書士の作成による登記原因証明情報を原案とし当事者の署名押印の上、これを法務局に提供することにより登記申請が行われている。その実体は、売買代金の決済の場において、司法書士が、売主（登記義務者）と買主（登記権利者）に必要な助言説明を行い、物件と本人確認をしたうえで、両者の意思の最終確認をして、登記に必要な情報を提供することによって、真正な登記を実現している。

司法書士は、登記の専門家として、登記原因証明情報の原案を作成するだけでなく、事前の当事者や関係者の調査、法務局、行政庁においての物件や当事者の調査を行い、仲介業者等関係者からの聴き取りや情報収集をして、国民の権利擁護と真正な登記の実現に全力を傾注している。

一方で、同時に明定された本人確認情報においては、売主が登記権利証を紛失した又は登記識別情報を失念した等の理由で、登記権利証又は登記識別情報を提供できない場合、司法書士が売主と面談し、事情を聴取して本人確認情報を作成して本人確認情報を提供している。これは、司法書士の登記申請における本人確認業務に一定の効力を与え、登記行政を円滑に進めるため、またオンライン申請を促進するために現在でも有効なシステムとして高く評価されている。

登記の真実性担保のために司法書士が、当事者はもとより、登記の実体を確認し契約書や身分証明書等の必要書類を確認した上で、登記原因証明情報が作成されているのが実態である。

そこで、必要的登記原因証明情報提供制度の中において、登記の専門家として司法書士が最大限にその使命を果たすために登記原因・本人の調査・確認権限を前提とした登記原因証明情報の作成・認証権限等を付与する方策に

より、さらなる登記の真実性と取引の安全を確保しかつオンライン登記申請の飛躍的な利用促進に繋げ、国民の利益を実現すべきである。

- (2) 今日、内閣府の規制改革推進会議等において、「書面主義、押印原則、対面主義」の見直しが検討されているところであるが、不動産の権利登記はその真実性確保のため、利害が対立する当事者の共同申請を前提としている。通常の官対民の行政事務とは異なる準司法事務であり、その特殊性を考慮しなければならない。また一般的に財産的価値も高くその重要性からも、売買を原因とする所有権移転登記等手続においては、本人確認及び意思確認（実体的、手続的）についての面前確認（直接性）が要求される。

売買等の双務契約では、売主の登記申請義務に対し、買主の代金支払義務が同時履行とされ、買主は、登記手続が滞りなく完了できることの確認を司法書士に求め、司法書士は、当事者の本人確認及び意思確認を行い、登記の添付情報が完備していることを確認したうえで登記完了を予測し、代金決済を宣告している。その場合には、当事者の署名・押印ある添付情報の確認が必要である。

ところで、登記の完全オンライン申請を実現するにおいては、公的個人認証制度が普及しておらず、当事者双方が電子署名・電子証明書を保有していないことが多いこと、例え電子署名・電子証明書（マイナンバーカード等）があっても、民間では、当該電子署名・電子証明書の有効性をその場で確認できないこと等により、完全オンライン申請の実現は事実上困難な状況である。

そこで、この課題を克服するために、電子化できない紙文書の添付情報について司法書士が原本確認を行い、当該添付情報をPDF化して、当該PDF画像が原本と同一性を有する旨の認証権限を資格者代理人（司法書士及び弁護士）に付与すれば、完全オンラインの早期実現が可能になる。

電子署名法第2条第1項第1号及び第3条の解釈が総務省・法務省・経済産業省の名義下において示され、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス」、いわゆるクラウド署名においても本人が電子署名したものと同等の効果があることが本年7月及び9月に示されたが、法律家である司法書士及び弁護士に、PDF化された添付情報の認証権限を付与することが早期に認められるべきではないかと考える。

よって、不動産登記の添付書面に関しての認証権限を司法書士・弁護士に早期に認め、完全オンライン化を可能とすべきである。

また、この認証権限の前提として、添付情報が疑わしい場合の原本作成者への照会権限及び電子署名・電子証明書の有効性確認の権限等も同時に付与すべきである。

I - II 登記関連継続要望

IT環境の急速な進展においても、司法書士制度に対する国民の信頼を損なうことがないように、民間業者による非司法書士行為に対して引き続き厳格な対応をするなどして、司法書士による国民の権利擁護が十分に図られる環境を確保すること。

登記は、国民の取引の安全と円滑化のための重要な社会のインフラであり、登記の真実性の確保が、企業間の円滑な商取引と国民の権利の保護に資する。

現在、IT環境、AI技術の急速な進展により、民間事業者によるWEBを通じた事業により、司法書士法に反し商業登記申請書類作成等のサービスを提供する業者が散見される。

これらのサービスの問題点として、司法書士がまったく関与することがないため、(1)実体のない登記が行われやすくなる、(2)反社会的勢力の関与が容易となることなどが指摘されており、これにより、登記の真実性が担保されず、国民の取引の安全性が害される可能性が極めて高い。

したがって、このような民間事業者の事業活動を監視し、司法書士法違反に該当する事実の調査と違法行為が確認された場合の厳格な対応を求める。

Ⅱ 司法書士法改正関連要望

1

- (1) 簡裁の事物管轄に限定されない司法書士業務全般に関する相談が法律相談であることを明確にすること。
- (2) 国民の権利を書さないよう、司法書士でない者が司法書士の業務について周旋することを禁止する規定等を整備すること。
- (3) 司法書士試験の充実・登録前研修の義務化を図ることにより、新たに登録する司法書士全員に簡裁代理権を付与する制度とすること。

(1) 司法書士は、法令及び実務に精通する者（司法書士法第2条）として、司法書士法第3条に定められた登記・訴訟代理等という独占業務としての法律事務のみならず、司法書士法施行規則等の法令に基づき、いわゆる附帯業務（非独占的法律事務）までを行っているが、そのいずれもが法律事務であり、これらに関する国民からの相談は紛れもなく法律相談である。

以前は当然に行われ、過去には法務省が認可した司法書士報酬規定にも定められていた司法書士業務に関する相談であるが、簡易裁判所の訴訟代理権付与以降は、140万円という簡易裁判所の事物管轄を超えた場合には相談そのものがない、という誤った認識を持たれるケースが行政機関の相談会等において多発しており、司法書士に対する国民の要望やニーズを大きく損なうものとなっている。

法律相談は、国民が抱える法律問題について、法律家が当該法律問題に関する法律情報（実体法知識、手続法知識、実務知識等）を提供するだけでなく当該法律問題に関する事実及び事情を聴取し、関係資料（証拠）を見て、予測可能な法的見解（法律判断）を示し、国民の納得（理解）及び解決手段の選択（自己決定）に寄与するものである。

法律相談の内容は権利・義務の存否であり、法律要件を大前提とし、小前提たる該当事実の認定、結果として法律効果の発生という法的三段論法によりその当否が判断される。

国民は、法的三段論法による解決の糸口を見つけられず悩みを抱えているのである。

本人訴訟を選択する国民にとっては、訴状や準備書面を十全に作成することは困難であることから、司法書士には、法令で要求される訴状等の作成を通じて本人訴訟を支援する役割があり、その結果として、裁判所の円滑な運営にも寄与している。

訴訟代理人は、訴訟行為を代理するので法廷において自らの判断（法律判断）で訴訟上の主張（主張・立証）、すなわち弁論をする職責がある。

同様に、裁判所に提出する書類を作成する業務を行う場合、司法書士は訴訟額にかかわらず原告や被告の真意を把握し、その主張や法律事実を法的判断を加えて訴訟当事者が求める趣旨に合致する内容（法律事実の主張）の書類、すなわち法的三段論法により当該事件を法律的に構成して完結した書類を作成する。原告や被告はこれにより自らの判断で弁論をするのである。

このような司法書士の裁判事務を含む業務全般に関する相談を「法律相談」として明示したとしても、現状の司法書士の業務範囲が拡大される訳ではなく、士業間の関係を変更するものでもない。

また、今、喫緊の問題となっている空き家や所有者不明土地、相続登記未了不動産の問題を大量かつ円滑に処理するには、司法書士がその業務範囲における相談に十分に応じる権限があることを明確にすることが必要である。

よって、司法書士が行うすべての法律事務に関する相談は、事件の種類や訴訟の額に制限なく行えるものであることを明確にすることを求める。

- (2) 現行司法書士法令においては、司法書士が不当な手段により依頼を誘致することを禁止する規定があるが、司法書士でない者が司法書士に対して、業として司法書士業務の周旋を行う行為を取り締まる規定は設けられていない。つまり、同一行為が司法書士側では禁止され、その相手方では禁止されていないという状態となっている。

非司法書士が業として司法書士業務の周旋を行うということは、司法書士を利用し司法書士業務に介在することにより不当な利益をあげているということであり、結果として周旋された業務の依頼者が、司法書士報酬の増額という形で周旋者の不当な利益を負担させられることになりかねず、利用者である国民の利益を損ねることにつながる。

また、業務を周旋する者と司法書士との間において金員を媒介とする特別な関係が成立することとなり、これが司法書士の業務の公正性や中立性、公平性を損なう原因となりかねず、司法書士の品位を害することになる。

よって、現行取締規定に加えて、非司法書士が司法書士業務の周旋を禁止する規定を新設すべきである。

- (3) 現行司法書士試験は、設問に対する回答がすべて五肢択一式となっており、その内容は細かい先例や通達等の知識を問うものが多く、また現行法上司法書士は、試験合格後直ちに司法書士業務を行うことができるため、いきなり現場で業務に携わり、実際の実務を経験していない状態で既存会員と同等の知識及び責任が求められている。

国民が安心して司法サービスの提供を受けることができるよう、一定の研修の修了を登録の要件とすることを前提とし、さらに司法書士試験についても、先例等の細かい知識は研修に委ねて、民法及び会社法、民事訴訟法、各登

記法の基本的法律解釈がしっかりできるかどうかを判断する試験制度を導入すべきである。

また、簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力の認定を司法書士資格取得後としていることから、司法書士の資格内で二分化が生じている。

このような二分化された司法書士資格制度による、業務依頼時の国民の混乱をこれ以上続けるべきではない。また、対内的にも、司法書士会及び連合会の会員指導に関する事務執行上、司法書士の職責や対象となる権利義務につき一元的に対応できる環境整備が必要である。

よって、資格内資格制度を無くすためにも、司法書士試験の充実と登録前研修の義務化を図ることにより、新たに登録する司法書士全員に簡易裁判所代理権を付与し、司法書士が法令上定められたすべての業務を行うことができるよう求める。

2 司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の適切な遂行に資するよう、以下の方策を検討すること。

- (1) 現行のいわゆる少額訴訟債権執行手続代理権に加え、自ら代理人として簡易裁判所で取得した債務名義による執行裁判所における強制執行手続の代理権付与**
- (2) 受任事件の上訴関与権付与**
- (3) 合意管轄による簡裁における代理権付与**
- (4) 司法書士会照会制度の導入**

(1) 司法書士が自ら訴訟代理人となった簡裁受任事件についての民事執行代理権を持つことは、依頼者の権利実現の最終局面までの関与につながる。

つまり、受任事件における一連の手続きの流れにおいてその全体を代理することとなることから、国民の権利擁護及び利便性向上の観点から極めて重要である。これにより、依頼者たる国民は司法書士に対し相談から紛争解決、そしてその最終的な結果（例えば債権の回収）までをワンストップで求めることができ、そのメリットは多大である。

(2) 現状では、簡易裁判所で代理人として訴訟に関与していても、判決後、控訴審に移行した場合、控訴申立書の提出までは代理人として関与できるが、その後の実質的な審理には代理人として関与することができない。

現実には、控訴審から弁護士に依頼するとなると費用面、労力面とも負担が大きくなるので、司法書士が書類作成者として支援しているケースが多い。

訴額が 140 万円以内であるか否かにかかわらず上訴審において控訴代理ができれば、相談、訴訟、執行まで一貫して司法書士のサービスを受けるこ

とができ、国民の利便性が高くなる。

- (3) 現在、訴訟当事者の管轄に関する合意が簡易裁判所であっても、訴額が 140 万円を超えるものについては司法書士には代理権が認められていない。

当事者が、訴額に関わらず合意管轄を簡易裁判所としているのは、当該紛争解決を簡易迅速に行いたいと考えているからであり、この合意を裁判所が有効と認めているのは、そのような当事者の利益を尊重しているからと考えられる。

司法書士は、全国の簡易裁判所所在地に存在しているため、訴額が 140 万円を超えるものについても、簡易迅速に解決を望む国民の期待に応えることができる。

また、訴額が 140 万円を超えるものであっても簡易裁判所における簡易迅速な解決が適当と考えられる多くの訴訟の解決に資することになり、裁判所の負担軽減にも繋がる。

- (4) 平成 14 年法改正後、司法書士は消費者被害救済の分野において数多くの事件を解決してきたが、本照会制度がないために依頼者の被害救済に際して弁護士との情報量等に差が生じる場合があった。

簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士が受任している事件について、所属司法書士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるようにすることは、職務活動を迅速かつ円滑に執行処理するため、さらには弁護士職との「武器対等の原則」からしても必要である。

3 司法書士に対する家事事件の代理権付与については、簡易裁判所における訴訟代理権等の行使による司法書士の実務上の実績及び研修の成果を踏まえた上でさらに検討すること。

身近な法律問題である家事事件、特に登記につながる家事事件については、これまでも司法書士が多く関与をしてきた実績があり、司法書士に代理権が付与されることは、利用者にとって大きなメリットになるものと考えられる。

特に、国の重要政策である所有者不明土地問題、空き家問題に共通する相続登記未了問題の解決のための相続登記促進において、相続の専門家たる司法書士が家事代理権を持つことで、より迅速かつ適切な推進が可能となる。

Ⅲ 所有者不明土地等関連要望

1 法制審議会民法・不動産登記法部会で創設を検討している土地管理人制度等における管轄につき、一律地方裁判所とするのではなく、全国の地域において広く設置されている簡易裁判所も管轄権を有するものとする。

現在、法制審議会民法・不動産登記法部会において創設が検討されている新たな制度としての土地管理人制度及び建物管理人制度（以下「土地管理人制度等」という。）においては、その管轄につき「人」に焦点を当てた制度ではなく「所有者不明土地」に焦点を当てた制度であるため、家庭裁判所ではなく地方裁判所を申立管轄とする方向で検討されている。既存の類似の制度である不在者財産管理人・相続財産管理人制度は、「人」に焦点を当てた制度であり、家庭裁判所が申立管轄とされており、特定の不動産のみならず、不在者や被相続人の財産全般を管理しなければならないため、財産管理人の事務量が大きく、事務を行う期間が長期にわたるといった問題点がある。加えて、財産管理人の事務量が長く事務期間が長いことから、財産管理人の報酬も高額となりがちであり、財産管理人の報酬を含む管理費用に充てるために、申立人が前納する予納金の負担も大きくなる。このような負担ができないために申立に踏み切れず、土地又は建物が管理されずに放置される可能性があるという指摘されてきた。

そこで、所有者不明土地問題の解決に資するために、特定の土地のみを管理するための管理人を選任するという、不在者財産管理人や相続財産管理人制度が抱える課題に対応できる新たな土地管理人制度等を創設することが検討されている。

所有者不明土地や空き家等がどの地域に多く存在しているかを考慮すると、県庁所在地などの都市部に偏在している地方裁判所のみでなく、利用者の利便性を図るため、地方裁判所と簡易裁判所を選択できる制度にするほうが望ましいと考える。

よって、土地管理人制度においては、簡易裁判所も管轄権を有するものとするべきである。

2 空き家・所有者不明土地等の問題の解決のために、司法書士の相続人調査等の実績に基づき、司法書士の専門的知見のさらなる活用を図り、あわせて司法書士の裁判外紛争解決手続（ADR）を積極的に活用すること。

司法書士は、相続人調査から相続登記まで一貫して相続に関与し対応することが可能な職能である。

ところで、空き家・所有者不明土地等の問題解決のために不可欠な要素の一つ

が遺産分割の促進である。

家庭裁判所における遺産分割調停は、管轄が相手方の住所地であること、休日や夜間に行われないこと、遠隔地の当事者間の裁判所外における調停が現状ではできないことなど、様々な理由により、最終的な合意に達するまでには相当な時間と費用が必要となる。

一方、ADRは休日や夜間における調停も可能であり、IT技術の活用等により隔地者間においても柔軟な調停が可能となり、ADRを利用すれば利用者の選択肢も広がる。

そして、相続問題の専門家である司法書士が運営する、全国の司法書士会調停センターにおいて、相続登記促進のための遺産分割調停を取り扱うことが可能となれば、相続人調査から、遺産分割協議の成立、そして、相続登記までと、まさにワンストップサービスが可能となる。

よって、相続による権利変動を公示する登記の申請において實際上重要な役割を担っている司法書士の制度について、同登記を推進する観点から所要の見直しをすることが考えられる。具体的には、相続人らがする遺産分割協議の支援に、遺産分割協議の仲介など司法書士が実効的に関与することを検討すべきである。

3 財産管理制度（不在者財産管理制度・相続財産管理制度・上記1における土地管理人制度等）における司法書士の活用を図ること。

財産管理制度は、所有者不明土地問題への対応策として、私人間の問題解決や公共事業の用地取得など、様々な場面で活用され重要な機能を果たしている。司法書士は、財産管理人の候補者の確保等、財産管理制度の円滑な活用に向けて協力を行い、また平成30年9月には法務省民事局長から引き続き協力の依頼要請を受けているところである。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、所有者不明土地につき適切な管理のために特に必要があると認めるときは、財産管理人の選任申立権が付与された。しかし、財産管理人選任申立には予納金の納付が必要であり、事案によって異なるが不在者財産管理であれば30万円から50万円、相続財産管理であれば50万円から100万円が目安とされている（国土交通省平成30年10月資料）が、地方公共団体にはそのような財源が十分でない地方公共団体もあり、結果活用されないことも予想される。

よって、財産管理人の候補者として過去十分な実績を持つ司法書士を活用することを要望する。また、同法第38条を実効性のあるものとするために、地方公共団体に対する予算的措置を併せて求める。

IV 民事訴訟法（IT化関係）改正関連要望

1 本人訴訟の当事者がオンラインによる訴えの提起等をする際、司法書士を十分活用することができるシステム構築をするとともに、これまで同様、司法書士に法的助言を求めることができることを明確にすること。

令和2年度より法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において、パソコン等の任意の端末を使用し、インターネットを通じて、裁判所の事件管理システムにアクセスし、裁判所の使用に係るサーバに電子訴状を記録する方法によって訴えを提起することを可能とすることが検討されているところである。

オンラインによる訴えの提起等は、利用者の利便性を高め、司法アクセスを高めるものであるから、士業者のみならず本人訴訟の当事者にも利用されるべきものである。

ところが、本人訴訟の当事者の中にはIT機器を保有していない者やIT機器の利用に習熟していない者も少なからず存在する。

一方、現在、本人訴訟の当事者が司法書士に裁判書類作成関係業務を委託する際、司法書士は、依頼者の目的がどこにあるか、書類作成を依頼することがどのような目的を達するためなのかについて、依頼者から聴取したところによりその真意を把握し、依頼の趣旨に合致するように法的判断を加えて、その案件について法的に整え完備した書類を作成しているところである。裁判IT化に関する民事訴訟法の改正法施行後、本人訴訟の当事者がオンラインによる訴えの提起等をする際にも、同様に、司法書士が法的判断を加えた助言がなされなければ、提起の方法によって受ける法的サポートの質が異なることになってしまう。

そこで、裁判IT化に関する民事訴訟法改正にあたっては、関連の法整備としてオンラインによる訴えの提起等に関する業務が司法書士法第3条第1項第4号に該当し、同業務に関する相談が同条同項第5号に該当することを明らかにするため、同第4号に「裁判所に提出する電磁的記録の作成並びに提供」を追加する司法書士法改正が必要である。

そして、これらの者たちがオンラインによる訴えの提起等を希望する際には、司法書士を活用し司法アクセスを保障する必要がある。

具体的には、これらの者たちが自らシステムにログインするためのIDパスワードを取得することは困難であると考えられることから、システムには司法書士のIDパスワードでログインし、システムを利用することができるようにすることなどが考えられる。

2 簡易裁判所では、弁論準備手続だけでなく、口頭弁論においても、電話会議を利用することができる制度設計をすること。

裁判 IT 化に関する民事訴訟法改正では、口頭弁論の期日における当事者の出頭について、ウェブ会議等による参加を認める方向で検討されているところである。

一方で、簡易裁判所の民事訴訟手続では、続行期日における陳述擬制が認められており、本人の利便性の阻害及び過度の負担という観点からすれば、口頭弁論の期日における当事者の出頭の方式につき、ウェブ会議ではなく、より簡易な方法である電話会議も認めることが相当である。

なお、電話会議では、口頭弁論の期日の際、映像による本人確認ができないため、この特則の利用に際しては、オンラインによる訴え提起をした当事者に限るものとする。これにより、本人訴訟の当事者がオンラインによる訴え提起等を促進することにもなると考えられる。

V 民事法律扶助関連要望

1 日本司法支援センター（法テラス）における民事法律扶助制度に「裁判書類作成等に関する相談」を加えること。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、民事法律扶助業務として法律相談援助、代理援助、書類作成援助を行っている。法律相談援助の利用にあたっては、援助要件として①資力に乏しいこと、②民事法律扶助の趣旨に適することの2点を満たすことが必要であるが、司法書士を利用する場合は、前述の①②の要件に加え、司法書士法第3条第1項第7号の相談であることが求められている。

この裁判所提出書類作成に関する相談は、法律相談援助の対象にはなっておらず、法律相談援助を利用することができない。

法律相談援助は、相談のみで終了した場合のみならず、代理人として受任した場合についても、受任する前提の相談として利用することができる。他方、司法書士が書類作成者として受託した場合、書類作成援助を利用する場合は、受託の前提となる相談については法律相談援助の対象とはならない。

弁護士や司法書士に代理人を依頼せずに自ら訴訟を進行するいわゆる「本人訴訟」は一定の割合で存しており、地方裁判所における本人訴訟数は75,633件（平成30年）と訴訟事件数の54.5%を占めている。簡易裁判所においては更に顕著で、320,511件（平成30年）と訴訟事件数の93.8%を占めている。家庭裁判所での手続においても、裁判所提出書類の作成を依頼したいというニーズは多く、令和元年度に全国の司法書士が対応した家事事件の裁判所提出書類作成件数は42,217件である。

本人訴訟にあたっては、法律用語が難解であったり、書類の形式が分からなかったりすることにより専門家の一定の支援が求められている。司法書士はその受け皿として、日々相談などの対応にあたっているが、司法書士においては無料で対応せざるを得ない状況となっており、何らかの公的手当てが必要である。

市民のニーズがあり、社会的な必要性も高く、また法的権限に基づく適法な相談である裁判所提出書類作成に関する相談は、裁判のIT化など今後ますます本人訴訟支援の必要性が高まる中で重要となる。よって、民事法律扶助の対象として、裁判のIT化後における電磁的記録の作成に関する相談、ならびに裁判書類作成に関する相談を加えることを求める。

2 成年後見制度の担い手として、総合法律支援法の特定援助対象者法律相談支援事業における司法書士の積極的活用をすること。

平成29年1月24日施行の改正総合法律支援法で新たに援助対象となった「特定援助対象者事業」において、近隣に居住する親族がいないことその他の理由により、弁護士、司法書士等のサービスの提供を自発的に求めることができない者を援助するため、必要な法律相談を実施するサービスが始まった（総合法律支援法第30条第1項第3号）。

この相談援助は、認知機能が十分でない者に対して、地域包括支援センター等の特定援助機関と呼ばれる支援機関が法テラスに法律相談の申入れをし、法テラスが資力に関わらず司法書士又は弁護士の出張により相談を実施するものである。その利用者は相談の後成年後見制度を利用する可能性の高い者が多い。

司法書士は専門職後見人として最も多く選任されており、家庭裁判所への成年後見申立書類作成業務についても業務として行っている。

この新しい「特定援助対象者法律相談援助」事業の活用状況（この事業のために弁護士又は司法書士が出張法律相談に派遣された数の割合）をみると、司法書士が出張法律相談のために派遣された数の割合は、全体の約7%（弁護士が約93%）で、高齢者・障害者等の権利の擁護に係る業務における司法書士の実績に鑑みれば、司法書士が十分に活用されている状況にあるとは言えない。

そこで、特定援助対象者事業に関し、より司法書士の積極的活用を促進することにより特定援助対象者事業の促進を図るべきである。

3 養育費の不払い解消に向けた改善方策として、自治体を中心に、法テラス・弁護士会・司法書士会との連携による支援・相談体制の充実・強化を図ること。

養育費の不払い解消のためには、様々な法律問題の解決や法的手続が必要となる。しかしながら、父母の離婚後、別居している親から養育費の支払を十分に受けていないことが、ひとり親世帯の貧困の要因の一つとなっていると指摘されているように、相談者の多くは経済的な問題をかかえており、家計に余裕がない。したがって、一人でも多くの支援を行うためには、法テラスを活用した、法律専門家の法的支援の充実を図るべきである。

一方、法律家の支援が必要な国民にとっては、弁護士会・司法書士会はもちろん、法テラスも決して敷居は低くなく、もっとも敷居の低い相談窓口は、自治体の無料相談窓口であると考えられる。よって、自治体をセンターとして、法テラス・弁護士会・司法書士会との連携による支援体制を構築することが、養育費の

不払い問題を抱えた国民の利便性に資するものと考えられる。

特に、経済的に困窮した相談者にとっては、法テラスによる弁護士・司法書士費用の立替えは極めて重要であり、また、代理援助よりも低廉である書類作成援助の活用は、まさにこのような分野においても推進されるべきであると考えられる。

VI 震災関連要望

- 1 「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成 25 年法律第 97 号）」により「10 年間」と定められた時効期間を再度 10 年間延長すること。**

「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成 25 年法律第 97 号）」は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであることを前提に、この事故による被害者（以下「事故被害者」という。）の中には、①未だなお不自由な避難生活を余儀なくされ、その被った損害額の算定の基礎となる証拠の収集に支障をきたしている者が多く存在すること、②個々の事故被害者に性質又は程度の異なる損害が同時に生じ、その賠償の請求に時間を要すること等により賠償請求権の行使に困難を生じる場合があるという課題に鑑み、「賠償請求権に関する消滅時効期間を 10 年間とする」と制定されたものである。

事故当事者である東京電力は、時効が完成してしまった事故被害者についても、直ちに時効消滅を主張することなく個別柔軟に対応するとしているものの、未だ賠償請求するに至っていない事故被害者、また賠償請求権があることすら認知していない事故被害者が多数存在する現状では、10 年の時効期間で請求権が消滅してしまうことは事故被害者の立場を不安定なものとする事となる。

よって、本件賠償請求に関与する司法書士としては、すべての事故被害者を救済するためにも時効期間を 10 年間再延長することを求める。

- 2 日本司法支援センター（法テラス）における震災法律相談援助の対象として、被災者が家庭裁判所に申し立てる成年後見等申立事件や相続財産管理人等選任申立事件に係る書類作成及び原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介（ADR）申立書作成のための相談を加えること。**

法テラスにおける震災法律相談援助は、被災者が遭遇する法的問題が多様であること、その解決に適した手続が必ずしも裁判手続に限定されていないことに対して柔軟かつ適切に対応するためのものである。

しかしながら、多くの被災者から司法書士に寄せられる不動産登記手続に関する事務やその前提となる成年後見人や相続財産管理人の選任申立事件等の家事事件の手続及びこれらに関する相談については、必ずしもそのすべてが震災

法律援助の対象となっていないため、その援助対象外の手続や相談に係る費用は被災者の負担となり、生活再建に要する財産から捻出しなければならない状況である。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による賠償請求の一手段として活用されている原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介の申立書作成について、司法書士は司法書士法第3条の業務としてかかわることができるが、その前提となる相談は事故被害者の個々の事情により複雑かつ困難性のある内容となっている。

よって、これらの書類作成のための相談を法テラスにおける震災法律相談援助の対象とすることを求める。

VII 成年後見制度関連要望

成年後見報酬につき生活保護法の保護の種類に後見扶助を設けるなど社会保障費で賄うこと。

平成 12 年に新しい後見制度が発足して 20 年が経過した。平成 28 年には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画も実施から 4 年を迎えようとしている。しかし、計画実施以降の新規申立件数は微増で推移しており、利用促進が実効性を伴って進捗しているとは言い難い。

この 20 年間で、後見制度は大きく様変わりした。最も顕著な変化は、当初後見人等として就任する者の約 9 割が親族であったのに対して、現在は約 8 割が第三者であるということであろう。つまり、後見制度は家族の制度から社会の制度へと変容したのである。同時期にスタートした介護保険制度が当初より介護の社会化を実現したのに較べると、後見制度は約 20 年かけて社会化したとも言える。

しかしながら、後見制度はいまだに全額自己負担制度のままであり、この点は、社会化の流れに対応できているとは言いがたい。すなわち、費用については、毎回の報酬付与審判がなされるまで金額の見通しが立たず、上限額も定まっていない。また、死亡に至るまで利用されるケースが多く、総額も定かにならない。そのため、制度が必要な状態であるにもかかわらず、費用面から制度利用に踏み切れない現実がある。基本計画によって各種施策が実施されてきたにもかかわらず利用者が増えないのは、この全額自己負担という枠組みが立ちはだかっていることも理由の一つであると考えられる。

後見制度は、判断能力が低下した人や親権者を失った未成年者が適切に権利行使し、その身体・財産を守るに当たって必要不可欠な制度である。それが社会の制度となっている以上、それは社会保障制度として据え直されるべきであろう。

よって、後見制度においても医療保険や介護保険と同様に自己負担を課すことによる後見保険を新設する、あるいは生活保護法の保護の種類に後見扶助を設けるなど社会保障費において誰もが安心して使える制度とすることを求める。

VIII 未成年後見関連要望

1 未成年後見に関する現行の戸籍記載制度を廃止し、成年後見同様の登記制度を創設すること。

平成 24 年 4 月 1 日に施行された改正民法により、未成年後見制度においては複数後見人や法人後見人を選任することが可能となったが、未成年後見人の公示方法は民法改正前と変わらず、未成年被後見人の戸籍の身分事項欄に、未成年後見人の氏名・本籍等に関する記載がされる方法によっている。そのため、裁判所に選任された未成年後見人は、その職務を行うとき、第三者に対してその権限を証明するために、実務上、未成年被後見人の戸籍の記載事項証明書を関係者に示すこととなる。

しかし、戸籍とは個人の出生から死亡までの身分関係の変動を逐一記録する、極めて個人的なものである。ゆえに、未成年後見業務を遂行するための権限証明に戸籍を他人に開示することになるのはプライバシーや人権の観点から問題がある。

また、未成年被後見人の戸籍の身分事項の欄に未成年後見人の氏名や本籍等が記載されたり、法人後見人が選任された場合はその名称及び所在場所が記載されたりすることについては、未成年被後見人やその親族の抵抗感も強い。

さらに、未成年後見人にとっては、未成年被後見人の戸籍に自己の氏名や本籍等が記載されることにより未成年後見人自身の個人情報も拡散することとなり、場合によってはそれが悪用されてしまう危険性もある。

未成年後見人の公示は、成年後見における登記事項証明書の記載と同様に、未成年後見人の住所及び氏名の記載ある代理権限の証明書があれば十分である。

よって、未成年後見人の公示については、成年後見制度と同様に新たな登記制度を創設することを求める。

2 厚生労働省による児童虐待防止対策支援事業の「未成年後見人支援事業」につき、支援対象を、児童福祉法第 33 条の 8 の規定により児童相談所長が選任請求した未成年後見人又は児童相談所長が認める子どもに係る未成年後見人に限定している要件を緩和すること。

厚生労働省所管の「未成年後見人支援事業」は、児童相談所長は児童福祉法により親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは家庭裁判所に対し未成年後見人の選任請求をしなければならないとされていることから、未成年後見人の確保を図り児童等の生活支援や福祉の向上に資することを目的として、未成年後見人の報酬等の全部又は一部

を支援するという事業である。

現実には、児童相談所長や児童養護施設長が親権の代行を行うことができるため（児童福祉法第 47 条第 1 項本文）、未成年後見人の選任申立てが行われないケースがある。例えば、親権者が財産を残さずに死亡し、児童が児童養護施設等に入所した場合である。

しかしながら、児童が児童養護施設等を退所し自立するにあたっては、施設のアフターケアだけでは十分とは言えず、未成年者が成人し自立していく過程において、未成年後見人のサポートは必要な場面が少なくない。

また、16 歳以上になってから親権者が死亡した場合等には、施設等に保護されず本人の希望等により一人暮らしをすることになるケースも少なくないが、その場合においても未成年後見人のサポートは必要不可欠である。

そもそも、未成年者の後見の問題は、児童相談所だけが担うべき責任ではないことであり、言うなれば、子どもに関わるすべての大人が未成年後見制度への理解を深めその必要性を知るべきと考えられる。

よって、当該支援事業を拡充するため、未成年者・未成年者の親族・その他利害関係人が申し立てる場合においても広く支援対象となるよう、支援対象を限定する要件を緩和することを求める。

Ⅸ 戸籍謄本等職務上請求における手数料納付手続の改善要望

1 オンライン交付申請による戸籍謄本等の職務上請求及びその手数料等の電子納付を可能とすること。

司法書士は、相続登記の申請人からその嘱託を受け、戸籍謄本等の職務上請求を行う機会が非常に多いが、現状においては、郵送でのやり取りと、手数料及び郵送料の支払いが定額小為替に限定されていることから、煩雑な手続きを余儀なくされており、相続人が多数に上る場合には、戸籍謄本等の請求及び取得に要する日数も長期にわたることとなっている。

例えば、神戸市においては、すでにオンライン申請により戸籍謄本等を請求し、手数料と郵送料をクレジットカードで決済することが可能（ただし、代理人による請求は、不可。）となっている。

よって、相続登記の迅速処理のため、このシステムを全国の自治体に拡げて、少なくとも資格者代理人による職務上請求の場合は、オンライン申請及びその手数料等の電子納付を可能とすることを求める。

2 国や地方公共団体から、所有者不明土地や空き家等の所有者・相続人調査の依頼を受けた司法書士が、職務上請求書を使用して戸籍謄本や住民票の写し等の交付請求をする場合に、現在有料となっている発行手数料を、公用請求に準じて無料とすること。

現在、国や地方公共団体が所有者不明土地や空き家等の所有者・相続人調査を司法書士に委託する場合、従来からの公用請求による方法と、新たに認められた司法書士の職務上請求（戸籍法第10条第2第3項）を利用する方法がある。（司法書士が国や地方公共団体から所有者・相続人調査を受託した場合の職務上請求は、所有者・相続人調査の円滑な実施のため、平成29年に認められたものである。）

戸籍・住民票等の発行手数料は、公用請求の場合は無料とされているが、職務上請求を利用する方法においては、国や地方公共団体から委託を受けて交付請求するにもかかわらず、形式的に公用請求書を利用しないという理由で有料とされている。そのため、国や地方公共団体の担当部署の事務負担が大幅に軽減されるというメリットがあるにもかかわらず、職務上請求を利用する方法での司法書士への業務委託が躊躇される原因となっている。

よって、国や地方公共団体から、所有者・相続人調査の依頼を受けた司法書士が、職務上請求により戸籍謄本や住民票の写し等の交付請求をする場合に、現在有料とされている発行手数料を、公用請求に準じて無料とすること求める。

なお、無料化に当たっては、手数料条例の改正や多くの手数料条例において規定する「市区町村長が特に認める場合の減免措置の対象とする運用」等による対応を併せて求める。